

令和6年度第1回介護保険運営協議会次第

日時 令和6年6月26日(水)

午後4時～5時

場所 一関保健センター多目的ホール

委嘱状の交付

1 開 会

2 挨拶

3 会長及び副会長の互選

4 審 議

(1) 報告事項

- ア 令和5年度地域包括支援センターの活動実績について (資料No.1)
- イ 令和5年度地域ケア会議の開催実績について (資料No.2)
- ウ 令和5年度認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動実績について (資料No.3)
- エ 令和6年度地域包括支援センター運営方針について (資料No.4)
- オ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について (資料No.5)
- カ 第8期介護保険事業計画に基づく指定地域密着型(介護予防)サービス事業所設置候補者の事前協議書不受理について (資料No.9)

(2) 協議事項

- ア 指定地域密着型(介護予防)サービス事業所設置候補者の選定について
【※法人の経営に関する情報が含まれるため資料は非公表】 (資料No.6)
- イ 指定地域密着型(介護予防)サービス事業者の指定更新について (資料No.7)
- ウ 令和6年度指定地域密着型(介護予防)サービス事業所運営指導計画について (資料No.8)

(3) その他

5 その他

6 閉 会

介護保険運営協議会委員名簿

任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日

※任期途中での変更があった場合は現任者を掲載

	役員	地域	氏名	性別	所属	選出規定	備考
1		一関	秋 保 茂 樹	男	一般社団法人一関市医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
2		花泉	吉 原 睦	男	一関歯科医師会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
3		川崎	岩 渕 一 昌	男	両磐ブロック高齢者福祉協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
4		一関	高 橋 一 夫	男	一般社団法人岩手県介護老人 保健施設協会 事務局長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
5		一関	村 上 秀 昭	男	社会福祉法人一関市社会福祉 協議会 介護事業課長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
6		一関	佐々木 裕 子	女	一関市民生委員児童委員連絡 協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
7		平泉町	佐 藤 照 子	女	平泉町民生児童委員協議会 会長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
8		一関	阿 部 英里子	女	両磐地区介護支援専門員協議 会 理事	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
9		一関	長 澤 茂	男	一関市医療と介護の連携連絡 会 幹事長	第3条第1項第1号 (保健医療福祉の関係者)	
10		一関	岩 渕 松 義	男	認知症の人と家族の会岩手県 支部一関地区世話人	第3条第1項第2号 (被保険者)	
11		一関	沼 倉 恵 子	女	一関市まちづくりスタッフバ ンク	第3条第1項第2号 (被保険者)	
12		藤沢	小野寺 健 一	男	一関市行政区長会連絡協議会 会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
13		一関	長 田 昌	男	一関市老人クラブ連合会一関 支部 支部長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
14		花泉	佐 藤 みさ子	女	一関市保健推進委員連絡協議 会 副会長	第3条第1項第3号 (各種団体等の関係者)	
15		-	木 村 博 史	男	岩手県一関保健所長	第3条第1項第4号 (学識経験者)	

参考：女性の比率：33% (5/15)

(順不同)

介護保険運営協議会出席職員名簿

構成市町関係

職 名	氏 名	備 考
介護保険担当参事	山 形 雅 彦	一関市福祉部長
介護福祉主幹	伊 東 裕 芳	一関市福祉部長寿社会課長
介護福祉主幹	菅 野 文 子	平泉町保健センター所長

一関地区広域行政組合関係

職 名	氏 名	備 考
事務局長	佐 藤 正 幸	
事務局次長兼介護保険課長	千 葉 信 子	
介護保険課長補佐兼資格給付係長	坂 本 光 司	
介護保険課長補佐兼認定調査係長	中 村 謙 介	
介護保険総務係長	糸 数 透	
介護保険課主任主事	若 生 晃 央	
介護保険課主任	鈴 木 正 志	
一関西部地域包括支援センター所長	小野寺 久 美	
一関東部地域包括支援センター所長	佐 藤 恵 美	
さくらまち地域包括支援センター所長	太 田 真希子	
はないずみ地域包括支援センター所長	小野寺 伸	
しぶたみ地域包括支援センター所長	小野寺 理 恵	
ふじさわ地域包括支援センター副看護師長	小野寺 朝 子	
ひらいずみ地域包括支援センター所長	千 葉 礼 子	

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合規則第18号

改正 平成24年3月30日 規則第4号

改正 令和6年4月1日 規則第5号

(設置)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合介護保険条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第27号）第3条の規定により、一関地区広域行政組合介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 介護保険事業計画の策定及び推進に関して審議すること。
- (2) 介護サービスの提供に関して審議すること。
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第5項の規定により地域密着型サービスに関して審議すること。
- (4) 法第54条の2第5項の規定により地域密着型介護予防サービス費の額に関して審議すること。
- (5) 法第78条の2第7項の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定等に関して審議すること
- (6) 法第78条の4第6項の規定により指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (7) 法第115条の12第5項の規定により指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関して審議すること。
- (8) 法第115条の14第6項の規定により指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に関して審議すること。
- (9) 法第115条の22第4項の規定により介護予防支援事業者の指定に関して審議すること。
- (10) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの設置、運営、事業評価等に関して審議すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、介護保険事業の運営上必要と認める事項に関して審議すること。

2 協議会は、前項第3号から第9号に掲げる事項並びに地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス及び介護予防支援（以下「地域密着型サービス等」という。）の質の確保、運営評価その他一関地区広域行政組合管理者が地域密着型サービス等の適正な運営を確保する観点から必要と認める事項を審議するに当たっては、地域密着型サービス等運営委員会（地域密着型サービス等の費用、事業者の指定等、設備及び運営等に関し、市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験者を有する者の知見の活用を図るための必要な措置として設置される委員会をいう。）としての機能を担うものとする。

3 協議会は、第1項第10号に掲げる事項を審議するに当たっては、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1項第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会としての機能を担うものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 保健医療福祉の関係者
- (2) 法第9条に規定する第1号被保険者及び第2号被保険者
- (3) 各種団体等の関係者
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、管理者が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、介護保険課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日規則第5号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

